

世論的性質或いは社会動員能力を有する インターネット情報サービスのセキュリティ評価規定

株式会社クララオンライン
コンサルティングチーム

<要約>

2018年11月15日、国家インターネット情報弁公室は「世論的性質或いは社会動員能力を有するインターネット情報サービスのセキュリティ評価規定」(以下、「本規定」という)を公布した。同年11月30日より施行されている。

本規定はユーザーが自ら意見を発信することができる掲示板やブログ、SNS等のインターネット情報サービスに対し、セキュリティ評価作業の実施を義務付けている。

1. 対象となるインターネット情報サービス

本規定の「世論的性質或いは社会動員能力を有するインターネット情報サービス」には次のものが該当する。(2条)

- 掲示板、ブログ、マイクロブログ、チャットルーム、インスタントメッセージサービスのグループチャット、オフィシャルアカウント、ショートビデオ、ライブ配信、情報共有、ミニプログラム等の情報サービス或いは相応の付加機能。
- 大衆に世論を発表する手段を提供する、或いは大衆が特定の活動を行うよう促す能力を備えるその他のインターネット情報サービス。

2. セキュリティ評価が必要なケース

インターネット情報サービス提供者が、次のいずれかの状況に該当した場合、本規定に照らして自らセキュリティ評価を行うか、第三者機関に依頼して実施する。(3、4条)

- 世論的性質或いは社会動員能力を有するインターネット情報サービスをリリースする、或いは既存のサービスに当該機能を付加する場合。



- 新しいテクノロジーを用いたことで、情報サービスの機能、技術的な実現方法、インフラリソース等に重大な変更が生じ、世論的性質或いは社会動員能力に重大な変化が生じた場合。
- ユーザー数が著しく増加し、世論的性質或いは社会動員能力に重大な変化が生じた場合。
- 違法な有害情報が拡散した際に、既存の対策措置ではセキュリティリスクの制御が有効に行えないことが判明した場合。
- 地市级以上のインターネット情報部門或いは公安機関が書面によってセキュリティ評価の実施を求めた場合。

3. 当局による現地検査

インターネット情報部門および公安機関は、セキュリティ評価報告について書面で審査を行い、必要であれば合同で現場検査を実施する。(9条)

セキュリティ上のリスクが国家の安全や社会秩序、公共の利益に影響を及ぼす可能性のあるインターネット情報サービスは、省級以上のインターネット情報部門および公安機関が専門家を組織して審査を行い、必要に応じて現場検査を実施する。(10条)

●原文(中国語)

http://www.cac.gov.cn/2018-11/15/c_1123716072.htm

本レポートはクララオンラインが発行する「中国法令アラートサービス 2018年11月号」の内容を一部抜粋、編集したものです。「中国法令アラートサービス」では、最新の法令・制度変更に関する詳細および予想される影響、クララオンラインが実務で得た動向変化に関する情報等を毎月レポート形式でお届けしています。 <https://www.clara.jp/consulting/>

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は2019年3月5日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776